

# 風と共

発行所  
関西ダクト工業協同組合  
大阪市 北区神山町 9番  
16号 (山名ビル)  
電話 (312) 0488・5508番

## 主な記事

- 1面 難局突破へ決意も新たな  
(坂東理事長あいさつ)  
組合のあゆみ。
- 2面 協会が仕様書も作成(ア  
メリカ工法の近況)
- 3面 法令の研究。二十歳の教  
訓(花松操)
- 4面 委員会だより。ダイジェ  
スト情報。大阪の史跡め  
ぐり。

を延長して午後八時半、めでたく万才三唱、盛会なパーティを締めくくった。ご多用にも拘りませすご光臨、祝辞を賜った下記ご来賓に紙上をかき添えて心からお礼申し上げます。  
(順不同略敬称)

近畿地方建設局  
大阪通商産業局  
日本下水道事業団  
商工組合中央金庫  
大阪府中小企業団体中央会  
近畿ダクト工業協会  
日本鉄板株式会社

## 難局突破へ決意新た

### 三年目の年迎え恒例の集り

恒例の賀詞交歓会は一月二十三日(月曜日)大阪市北区の阪急ホテルで開催。本年は関係諸官庁、金融機関、登録業者および協会の役員など五十五名の盛大

でも不況風の話で深刻さはわかるが、過度の萎縮感も肝要。午年にちなみ、天馬空をゆく年としよう」と病感も考えものだ。厳しい時こそ冷静、沈着に、勇気信念を訴えた。続いて当日ご列席の後記各来賓、販売業界代表の祝

機を克服することが何より馬空をゆく年としよう」と病感も考えものだ。厳しい時こそ冷静、沈着に、勇気信念を訴えた。続いて当日ご列席の後記各来賓、販売業界代表の祝



# 厳しい時こそ冷静沈着に



## 組合のあゆみ

### 53年1月-4月

- (理事長他九名)  
主な協議事項
- ①登録業者名簿の整理
  - ②協力会員制の確立
  - ③慶弔規程の一部改訂
  - ④ダクト工事研究調査会
  - ⑤一社転貸の審査
  - ⑥組合員台帳の更改(実態調べ)
- ▼1月
- 19日 近畿ダクト工業協会新年会に招かれて理事長出席。
  - 23日 常務会(理事長他三名。当組合新年互礼会(一面記事参照))
- ▼2月
- 3日 第二十二回理事会
- 春の水
- 花は、春の表情  
水もまた、ひそかに  
その水面に、春の  
心を告げている。
- ▼3月
- 7日 全ダクト協同組合協議会(於東京ホテル国際観光、理事長、事務局長出席)
  - 9日 常務会に上京の幹部役員が東急ビルの事務所を訪問(小坂顧問先生を訪問)あいさつ。
  - 14日 総務金融委員会(於商工中金会議室、副理事
- ▼4月
- 1日 新年度スタート。
  - 7日 第二十三回理事会(理事長他七名出席)
- 研究会に専務理事出席。  
17日 教育厚生委員会(委員長他四名出席)
- 24日 購買事業の基準単価検討会(副委員長他三名及び登録業者五名出席)
- 27日 総務金融委員会(委員長他二名出席)
- 29日 常務会(理事長他三名出席)
- 31日 決算日(年度替り)

主な協議事項

  - ①盆資金の貸出し基準
  - ②金融事業の事務要綱
  - ③五十二年の活動概況の見直し
  - ④五十三年の事業計画収支予想の検討
  - ⑤委員会制と組織替え
  - ⑥その他の総会諸準備同日、石関良治氏来訪、近況報告を聞く。

## 関西ダクト工業協同組合・組合員

《50音順》

- 栄和工業 (株)
- 小川鋳金工作所 (株)
- 大島工業 (株)
- 関西設備工業 (株)
- 岸田鋳金工作所 (株)
- 共和設備工業 (株)
- 神戸ダクト工業所 (株)
- 三輝工業 (株)
- サンコー工業 (株)
- 三和製作所 (株)
- 信和温調 (株)
- 新光設備工業 (株)
- 杉本工作所 (株)
- 大都工業 (株)
- 桃陽鋳金 (株)
- 東伸工業 (株)
- 内外熱学工業所 (株)
- 旬畑中鋳金工作所 (株)
- 花松設備工業 (株)
- 橋本ダクト工作所 (株)
- 平本鋳金工業所 (株)
- 双葉製作所 (株)
- 牧鋳金工作所 (株)
- マツダ工機 (株)
- 三好板金工作所 (株)
- 森本鋳金工業所 (株)
- ヤブサ工業 (株)
- 淀川空調 (株)
- 吉川設備工業 (株)

# 協会が仕様書も作成

## アメリカ工法の近況 坂東 正治

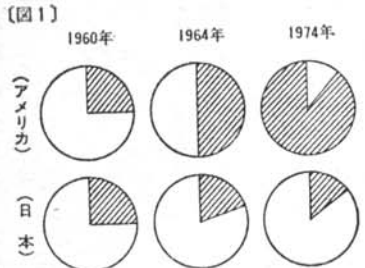
日進月歩といわれるアメリカのダクト業界の事情を調査のため四年前に渡米した同氏の報告記事が風道ニュース(近畿ダクト工業協会機関紙)に報道されましたが、当時各方面から好評いただきましたので、ここに再掲させていただきます。高覧に供しました。

(編集局)

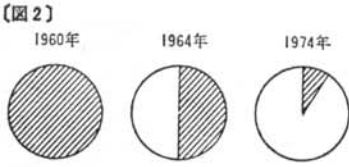
いつかお話し致しましたようにアメリカには全米ダクト工業業者団体(SHEET METAL AND AIR CONDITIONING CONTRACTORS ASSOCIATION)が鋳金業界を統率して、いままで各業者はこの団体が発行する仕様書一略称SMACNA工法—に基づいて施工することになっております。

この団体の組織はなかなか強大且複雑なもので、判り難いかわかりませんが、とにかく大変な影響力を持っているようです。例えば見習工の養成訓練学校を経営し、ユニオンショップ制によるダクト工の紹介或いはダクトマニュアルの設定等々幅広い活動を行ってまいります。

前記仕様書について申しますと協会自ら幾通りかのもので作成している。これには加工方法その他すべての項目が、協会のマニュアルに明示されている。即ち高速仕様、低速仕様、アンダラップ、ポケットロック、ドライブスリップ、Sスリップ、馳はポタンパ



【図1】 斜線の部分がアンダラップの工法(ポケットロック・ドライブスリップ・Sスリップ)で、日米両国の対照的な相異を示す。米国内でも中部、西部と東部では差異があり、西部ではポケットロックが殆んどで、DS、SSはありませぬ。



【図2】 斜線の部分が zipper lock の推移で年と共に激減を示す。

甲馳工法(我々で俗にいう土手馳)によって鋼材の節減を図ったものが一九六〇年では25%であったのに一九六四年(十年前)にはポケットロック工法を主とするドライブス

リップとSスリップを含むものが50%に迄急速に進み、本年では遂に85%に達していることが解りました。(低速ダクトに限ると95%を超えております)

日本ではどうかというところ昭和35年頃から甲馳工法は減り始め、逆にフランジ継手の使用が多くなっています。図1を参照下さい。

我が国が図1のように変わった主な理由は、加工面に限って機械化していなかつたためにその技術の不足と長尺ダクトを振り回すだけの体力が欠けてきて、作業のし易い手頃な長さにせざるを得なかつた結果がアンダラップフランジと補強を多量に使うようになったものと私は思っています。即ちアメリカとは全く逆の方向に進んだことがご理解願えた訳です。

一方、日本での直管の基本的長さの移り変わりを年代を追って見ますと、戦前は

すべて3.6m、4.5メートルであったのが、戦後それは25%に減り、昨今では殆んど姿を消し、代って1.8メートルの直管が大半を占めるようになっております。このことは当然鋼材も、消耗材も5割方使用増加を余儀なくさせたわけですね。

図2は、馳関係の推移を参考にかかげたものです。ポケットロックは曲管の内径R等に僅かに使用される程度に減ったことにお気づきになりました。

(ロ)優先取付が普通で

装置は一九六三年に開発され我が国には翌年2台輸入されたようです。

従って日本の一人当たり作業消化量を1とした場合アメリカは8を超える高能率を示すことになっていいます。何故このような大きな格差を生んだのか?アメリカの高生産性の原因は何を私なりに分析してみますら次のようなことを発見しました。

(イ)着工前にすべての図面が完成し、問題点を解決されている。

(ロ)優先取付が普通で

抱え年商一〇〇億円の売上を続けるダクト業者も珍しくはありません。

わが国の工法が常に欧米の影響を受けながら今日に至つたが、なお、かなりの相違があることに気が付く。ここでわが国の工法の変化を改めて振り返ってみることにします。戦前は体格もさることながら腕力と豪傑型が多く彼等は腕力と技術で勝負したもので、当然工賃の文句などは二の次で、容易には弱音など吐かぬ風潮の時代です。大抵、経済規模もまだまだ比較になりません。一例をあげますとフライデルファイアの或る住宅専門のAダクト製造会社は従業員二〇〇名が2交代制で製作販売して、加州のK社(特に紡績工場は大口径の角又は丸ダクトが好んで使

アメリカ工法10年間の改良と発展の基本的思想は私の見る限りでは常にその工法は、①経済性に富んでいるか、②能率的か、合理的かに徹底しています。ポケットロックジョイントがフランジジョイントに、とって替つたのも、東部諸州あたりでSスリップ、ドライブスリップ、またはスタンディング、Sジョイントと変化したのも、この思想の現れに外なりません。

その他目新しい工法として我が国と大きく相異しているものにフランジジョイントを完全に低速ダクトではポケットロック等を使うため関連するダンパー吊金具等も極力軽量化していることとです。

また曲管ダクト部分には、可能な限り機械化した製作方法によるガイドベーンを使用し、Rの切断の必

要のない。90度エルボを徹底採用しています。更に製作工程の僅かの時間ロスも見落さぬ、スペースの有効利用等々の厳しい考え方もつなげて参ります。

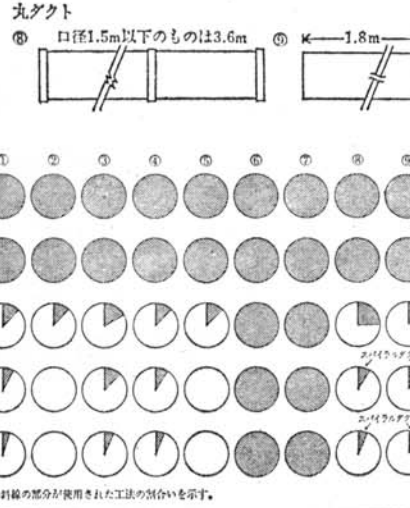
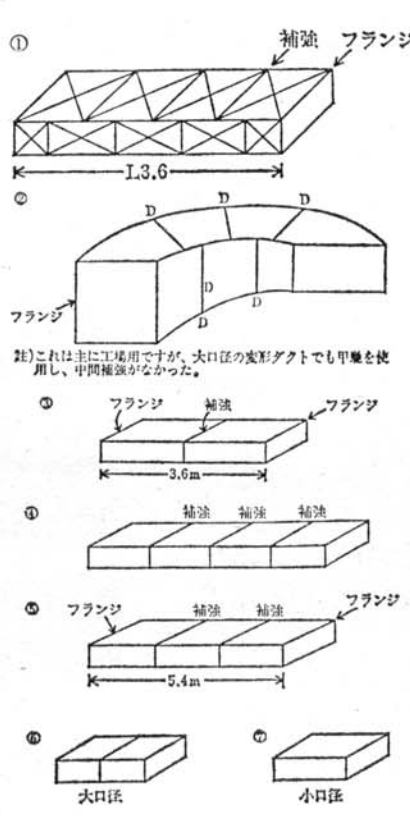
作業員が「まとも」を使う。我が国と比べあちらは、全う電気シャワーでこなし、米国人の手はかなり大きく強力ですが、機械化のメリットを二〇〇パーセント信頼し、活用致します。また、日本ではまだ給気ダクトの保温は、ダクト施工後、現場で施工しますが米国内ではダクト工場です。これによって得られる利点は誠に大きいと羨しく思いました。

(ヤブサ工業 社長)

ダクト材 (3×6, 4×8, 6巾コイル) 新日鉄・日新製鋼  
 ファブリダクト (レベラーカット、Lセクション) 工期短縮・経費節減  
 フランジ 角、丸フランジ…受注生産  
 軽量フランジ…軽い、早い、組立自在、良質、安い  
 グラスウール断熱吸音材…徳山ソーダのトクウール  
 ダクトホース (塩化ビニールP.V.C使用) 軽い、長い、薬品に強い、曲げやすい、老化しない

日本鉄板 準窓口  
 積水化学  
 松下電工  
 大日本プラスチック

鉄鋼二次・新建材・ステン・鋼板  
**広田商事株式会社**  
 南区北花名町29 電話京都 681-2561(代)



亜鉛メッキアングル製フランジを取付けた

# NP ファブリダクト-FL

略称 N.F.D-FL

ファブリダクト・シリーズにフランジを取付けた「ニッパンファブリダクト-FL」はダクト組立工程の短縮・省力化を大巾に推進した画期的な製品です

発売元

**日本鐵板株式會社**

大阪支店 大阪市東区大川町1(日土地淀屋橋ビル)  
 TEL 大阪 (06) 203-5691(大代) 千541

# 法令の研究

## (一) 労働安全衛生法(施行令)

ご承知の通り、改正された規則の一部を除き本年一月から施行されました。その概略を、次に説明して参考に供します。

(1) 作業主任者を選任すべき作業の種類を定めた第六條に十五の二を次のように新設し

○建築物の骨組み、橋梁の上部構造又は塔であつて、金属性の部材により構成されるもの(その高さが五メートル以上であるものに限り)の組立て、解体又は変更の作業、一定の高さ以上の建築物等の組立、解体、変更にも作業主任者の選任を義務づけた。

(2) 安全委員会を設けるべき事業場の区分を定めた第八條を、建設中小企業の災害発生率の高い点に注目し、五〇人以上と強化した。

(3) 衛生委員会を設けるべき事業場の区分を定めた第九條を、同じく五〇人以上と強化した。

(4) 規格又は安全装置を具備すべき機械を定める第十條に、次の四種を加えて安全の強化を図つた。

四十二 ショベルローダー  
四十三 フォークローダー  
四十四 ストラドルキヤリヤ

(5) 個別検定を受けるべき機械を定める第十四條に、次のものを加えて安全の強化を図つた。

二、ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置  
七、アセチレン溶接装置のアセチレン発生器  
八、第二種圧力容器  
二十三 小型ボイラー  
二十四 小型圧力容器  
(6) 型式検定を受けるべき機械として第十四條の二を

五トン以上三トン未満のクレーン(同じく移動式クレーン、つり上げ荷重が〇・五トン以上、二トン未満のデリック、積載荷重が〇・二五トン以上一トン未満のエレベーター、ガイドレールの高さが十メートル以上十八メートル未満の建設用リフト、積載荷重が〇・五トン以上の簡易リフト、ショベルローダー、フォークローダー、ストラドルキヤリヤ、動力により駆動されるプレス機械、フォークリフト、別表第七に掲げる建設機械で動力を用いかつ、不特定の場所に自走することができないもの。

(8) 就業制限に係る業務を定める第二〇條に次のものを加えて強化を図つた。

十一の二、最大荷重(シヨベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう)が一トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務。  
十二、機体重量が三トン

終戦後四年過ぎた早春、残雪が春の陽ざしにまぶしく光り遠くに連なる山脈が春の息吹きによみがえろうとする時、静かな山村で一人の青年が都会にあこがれていました。

その頃、大阪の町は戦災にうちおれ、瓦礫の山から突出た電柱、垂れ下った電線など悲惨な光景を目撃して二度とこのあやまちを繰り返さないようにと心に決し、人びとは力強く復興へと燃えていました。

青年は、土にあき、都会にあこがれ親の反対を押し切ってそんな大阪へ飛び出してききました。

夢と希望だけは大きく、入った会社がダクト工事の専門工場でした。はじめの間は一生懸命に働きました。が、半年もすれば都会の魔力には抗しきれず、この山村出の青年は、やがて夢破

れて仕事よりは遊びの方に走っていききました。

ある日、下宿で同宿していた老人が、見るに見かねたのか、青年に忠告しました。

「最近の君を見ていると、仕事より遊びに力が入っているようだが、君もいづれは結婚して子供の父親になるだろう。その時、人並みの生活がしたいなら、今こそ真面目に働いて身分相応の生活をしなければいけない。遊び呆けていたのでは、いつか社会から見放されてしまうだろう。七転八起、男の一生は戦いの連続なのだ。仕事もロクにせず遊んでいたのでは、いま借金が高み、当然の結果として悪の道に走っていくことになる。夜の町に立っている娼婦を見給え。けばしい服装で己れを隠し庇エロのように媚を売って

二十歳の教訓

花松 操

七人の敵があるというが、だれかれないに心を許すものでない。——

青年は、老人の言っていることがはじめるはよく判りませんが、理のかなった話にいつか耳を傾けていました。

——将来、君が人を使う

出ないタネでも適当な場所と時を与えれば芽も出て花を咲かせるだろう。それを蒔く前に知っておくことだ。青年は、亡き父に叱られているような気持ちになりました。

（花松設備工業 社長）



空調吹出口。スパイラルダクト。防煙ダンパ。排煙口

ダクト機械。機材総合商社

## 双和産業株式会社

本社 大阪市東淀川区下新庄町2丁目248の9  
電話 大阪(06)328-7286(代) 8234(代)  
営業所 大阪・福岡・宮崎・富山・大分

以上の別表第七第一号、第二号又は第三号に掲げる建設機械で動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができないもの、運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務。

## (二) 官公需法

国とか都道府県、市町村又は公社や公団が物品を購買したり、工事を発注することを官公需と近頃は呼んでいます。打ち続く不況脱出の決め手として超大型の公共工事が花々しく出動する本年度は特にこのことに内外の関心が高まっているのは当然でしょう。勿論その内容は種々雑多に亘り、軍用機、艦船、車輛など。工事はダムや道路、鉄道、庁舎、等々で、官公庁は大口のお客様でもあるわけです。しかし官公需は、大切な国民の税金を財源とする予算で調達されるわけですから、それは何よりもより良い品をより安く、そして公正に調達する建前が要請されることは当然で

す。このような官公需(よび名は別として)は勿論長い歴史を持っていますが、私中小企業はあらゆる面で大企業に比べて劣弱であったこともあり、競争受注の機会も殆んど与えられず、チャンスをあてても結果は殆んどの場合大企業に受注される状態が続いたことは衆知の通りです。戦後になり、我が国経済に占める中小企業の役割り、産業の担手である私共の育成、強化が更けて認識されることとなり、中小企業発展策の一環として官公需の受注の確保が取りあげられて、(中小企業基本法第二十条)まず国(政府)から、その増進の責務を明確にした次第です。

続いてこの趣旨を受けて今から十二年前に制定された法律が、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」——俗にいう官公需法——でありました。

以来中央、地方の行政機関をはじめ、公社、公団は、関をばはじめ、公社、公団は、受注機会平等の精神から

## 信頼のパートナー

息のあうパートナーとのめぐり合いは、明日への発展につながります。商工中金もご融資その他、総合的な銀行業務を通じてみなさまのお役に立ちたいと思います。

中小企業とともに歩む

### 商工中金

① 発注計画に関する情報の提供  
② 事業協同組合の共同受注の活用  
③ 分割発注方式の検討、推進  
④ 銘柄指定の廃止等の措置を講じておられます。

換言すれば、税金で賄われる官公需については、適正使用に気を付け、公平の原則から中小企業にも受注の機会が均等になるよう積極的に努力するとともにそれが単なる目標に終わらぬよう、毎年中小企業用の契約枠を確保して裏付けていると理解できます。

立法の精神は誠に立派であり、一応の準備は出来上ったわけですが、しかし実務となると五〇〇万を超え中小企業者に、実際上、個々に公平を期した行政をとすることは至難を極めることと、申すべきでありました。

役所は果して、どうされるのであろうかと国民ひとしく注目のまどであったわけですが、お見受けするところ、どうも協同組合などの中小企業者で組織されている団体(共同事業として)を窓口にしたれ始めたようです。

さし当りは、己むを得ない措置とも思われず、又組合の組織化は、戦後一貫しての我が国の基本施策であるので、これによって、協同組合の基盤の強化、推進にも役立ち、且つ企業側にも個々に受注するよりは組合でまとめた方がより効果的ともなり、一石二鳥、

ダクト工事の安全を保障する……組立保険  
従業員災害補償に……労災上乗せ保険

主な営業種目

火災	積立	総合	住宅	総合	店舗	総合
自動車	長期	火災	休業	補償	運送	送行
建設	自賠	賠償	傷害	責任	旅	行
工事	機	賠償	賠償	責任	盗	難

関西ダクト工業協同組合指定店……いしづえ保険事務所  
担当一川井敦夫 TEL 365-1592

\*安心を設計する……

## 同和火災海上

担当……大阪支店営業2部1課  
TEL 203-5381

# 甘くない共同受注への道

委員会だより

## 官公需法の精神に基づいて

懇談会の概要報告を建設産  
業新聞で拝見しますと、私  
どもの業界が次のような要  
望を出しています。

(一)官公需は優良適格組合に  
優先発注をすること  
(二)分離、分割発注を促進す  
ること  
(三)官公需はもつと協同組合  
等に対する認識を高め、  
立法の趣旨の徹底をはか  
られること  
(四)競争入札の場合は適正利  
潤保障の観点から不当ダ  
ンピングの防止に配慮さ  
れること  
(五)入札手続は各省庁統一し  
簡素化をはかること  
(六)発注は、つとめて地元主  
義を検討願ひ度  
(七)発注条件に、前年度の実  
績主義は極力緩和するこ  
と

(八)発注者側の予算と受注側  
の原価に過大の開きがな  
いよう予算措置を適正に  
すること  
(九)業法の一括下請禁止につ  
いては協同組合の共同受  
注には該当させない改正  
を望む  
(十)優良適格組合も共同企業  
体と同様に業法の許可を  
必要としない要領に改め  
ること。これに対して、

当日発注官庁側からは  
1、協同組合も登録すれば  
自動的受注できるという  
受身の姿勢でなく、官  
公需には積極的に働き  
かけるよう自らの努力が  
必要だ  
2、責任施工体制を強化し  
受注体制を更に整備する  
ことを望む  
3、官公需受注の手続きと  
仕組みについて一段の研  
究を望む  
4、相応の常勤人材を確保  
して、技術面、施工面  
の向上を図ること  
等々の要望と指導があっ  
たことをご想像いただける  
のではないのでしょうか。  
(工事資材委員会)

ともあれ、各位の総意に  
より組合は、国で与えられ  
た特典をフルに活用すべく  
より高次の官公需の共同受  
注という大プロジェクトに  
向って一歩をふみ出したわ  
けです。

先般の建設省でのヒヤリ  
ングに於ては、やる以上は  
模範的な、モデルの組合を  
目指すようお励しをいただ  
きました。この期待に応え  
るためにもどうぞ皆さん足  
並みを揃えて、新目標に向  
って前進、是非成功させよ  
うではありませんか。ご協  
力を切望申し上げます。

### 情報ダイジェスト

○手続の簡素化へ  
本年度から公的発注機関  
での入札参加資格の申請手  
続きが中小企業庁・建設省  
の要請にもつき次のよう  
に変更されることになっ  
た。

①代表者身分証明書を削  
除  
②工事経歴書は直前二年  
間に短縮  
③納税証明書を削除  
④金融機関名をク  
新設、官公需適格組合証  
明書、及びJ-V協定書を添  
付等。

○財政の機動性を最高度  
に  
本年度の予算案は、財政  
の節度維持に配慮しつつ民  
需の動向をふまえ、内需の  
振興に財政を積極的に機動  
させるとの基本的考え方に  
基づき、臨時異例の運営を行  
う方針で編成した政府は、  
新年早々に公共事業施行対  
策本部を設置して背水の布  
陣を完了。設計業務の迅速  
化施工の合理化について措  
置するほか、建設資材の需  
給、価格動向についても関  
係各省と協力しながら円滑  
な事業執行を行い民間の投  
資を誘発する構え。

○物資供給対策本部  
通産省は一月公共事業関  
連物資の供給を円滑にする  
目的で対策本部を設置し、  
常時、必要物資の需給、価  
格、輸送の動向を調べ関係  
業界を指導調整することと  
した。

○支払保証共済創設  
全国建設業協同組合連合

会は本年度の重点事業計画  
として、協同組合が行う事  
業の連帯保証責任は組合の  
役員個人が負う点に事業推  
進の最大のネックがあるこ  
とに注目、支払保証共済制  
度(仮称)の創設の研究を  
進めている。

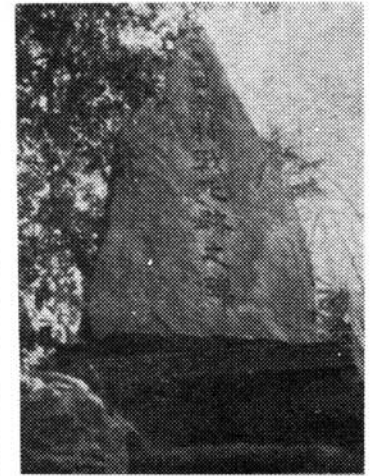
建設省もこれには前向き  
で明年度以降のスタートが  
期待できそう。

○適格組合の活用  
全国中央会では二月の官  
公需問題懇談会で中小企業  
者の官公需の円滑化につい  
て討議し、一層の適格組合  
の優先活用と分離、分割発  
注を促進するとともに、適  
格組合そのものに対する認  
識を建設省はじめ、地方公  
共団体業に高めてもらうよ  
う働きかけを申し合せ  
た。これに対し同中央会  
は三月以降関係省庁を招  
き、業種別に部会をつくら  
せ、更に、問題点を究明す  
る方針を固めた。

○中小業界の苦境を訴え  
昨年度の公共工事の執行  
は前倒し発注で進められた  
にも拘らず予想通りの景気  
浮揚にはつながらなかった。  
だから本年度は大規模  
とに及、下請代金支払いの

一挙に波及効果をはから  
ねばという声の高まりに、  
公共工事に依存度の高い中  
小建設業界は、不安、警戒  
の色をみせはじめている。  
ちなみに(社)全国中小建  
設業協会では、近く両議院  
や関係省庁に  
①分割発注の推進、②官  
公需法等中小の受注機会確  
保のための施策徹底、③事  
業協同組合やJ-Vの活用、  
④資材対策や労働力確保の  
陳情運動を強力に進めるこ  
とにした。

○意外な重層性  
建設省は先般実施した同  
省直轄工事の下請状況の調  
査結果を発表すると共に、  
これをもとに今後の行政に  
活かすこととした模様。  
建設業はもとも各種の  
専門工事の組合せによっ  
て成り立つ、総合組立産業  
の典型であるため従来から  
下請企業に依存割合が多  
く、建設業の健全な発展の  
ためには、元請企業、下請  
企業両者の適正化が重要な  
課題となっている。このた  
め同省では、従前から、  
①元請・下請両者間の対  
等性確保  
②契約内容の明示(文書  
化)  
③責任範囲の明確化、等  
の徹底を、標準下請契約約  
款の改正により機会あるこ  
とに及、下請代金支払いの



安居天神の幸村の碑

### 「真田幸村の碑」

豊臣方は、大阪冬の陣、和睡で、堅城の堀を無残に埋められ、見  
るも哀れな姿になりまし  
た。続く夏の陣では、い  
かに幸村や後藤又兵衛、  
堀田右衛門など多くの武  
将の奮戦があったとはい  
え、敗戦はすでに戦う前  
から決っていたこととし  
た。

従って幸村らの思いは  
どういう死に方をして最  
期を飾るか、そのみに  
かかっていた。

安居天神にある幸村の  
碑も、思いなしか武將の  
哀れを伝えています。

冷暖房用・アネモ・レジスター等の  
御用命は是非当社へ

営業種目 冷暖房用吹出口・吸込口 製造販売  
TOTO 衛生陶器販売  
浄化槽・水処理装置・埋設設置・工事請負

**政孝商事株式会社**  
大阪府堺市中百舌鳥町1丁73番地  
TEL 0722-52-0797(代)

当組合も創立三年目を迎  
えたことでもあり折角の官  
公需法の精神(前記法令研  
究参照)にのっとり、そ  
ろ共同受注の事業をとり  
あげようということにな  
ったのが一年前。

ようやく二月に定款の変  
更認可を受け、目下建設業  
の許可票作り中というテン  
ポで、現実のスタートは本  
年後半にずれ込んでしま  
ったことをまずはおわび申  
あげます。

これからの段取りとしま  
しては、直ちに工事資材の  
委員会に事業規約案をばし  
めとする業務要綱を依頼し  
ましたので、ご承知下さ  
い。たしかに昔に比べて、  
共同受注の認可は厳しいチ  
ェックが行われているよう  
でして、そのような条件下  
にあって、見事、パスをし  
たことは誠に光栄でありご  
同慶に堪えません。そして  
ここに至るまでの直接、間  
接に好意を以てお導きいた  
だきました建設省、通産局、  
また中央会のご担当者に対  
して紙上を借りて深甚な謝  
意を捧げるものでありま  
す。

さて今回のこの新規事業

誰にも出来る強健法  
低血圧の人は、色白で  
見たところ老けず、男女  
ともにオットリした重役  
タイプ。長生きの人が多  
い。しかし本人にとって  
は、あまりありがたくな  
い体質である。

寒がりの冷え症で、目  
がまわったり、立ちくら  
みもするし、高血圧と同  
じように血圧異常者であ  
るので場合によっては倒  
れる心配もあるから重症  
になるとくれぐれもご用  
心が大切。

いわゆる血の巡りが悪  
いので、反射神経が鈍く  
トッサに車をよけたりす  
ることも難しく力の調節

が不得手。ある程度は  
酒をのんだ方がよい場  
合が多い。それも果実酒  
にヒネショウガを加える  
と効果が多い。家庭で簡  
単に作れる薬用酒として  
は、イカリ草酒がある。  
イカリ草を干したのを薬  
店で一〇〇グラム、焼酎

低血圧症  
またはホワイトリカー、  
一・八リットルの中につ  
けて、二、三カ月したら  
るので場合によっては倒  
れる心配もあるから重症  
になるとくれぐれもご用  
心が大切。

このイカリ草酒は、血  
行をよくし、新陳代謝を  
うながし、疲れをとり大

脳を働かすをよくするほ  
か、精力利にもなるので  
重宝。服用を始めて三カ  
月で効き目が現れる。市  
販品として、すすめられ  
るのは松寿仙であろう。  
定量の三倍ぐらいいのむと  
効果が早く出る。

低血圧の人は薬の他に  
全身の血行をうながす次  
の体操も励行してほしい  
ものです。

①タンスの下方の引き  
出しを少し引き、その前  
に両足を立て、その下に  
かけて、両手は後首にあて  
て後方に倒れたり、起き  
上ったりを朝夕十回くら  
い繰返すとい。両足の  
三里のツボのお灸もよい  
と伝えられている。

印垂鉛鉄板、ステンレス

**月星商事株式会社**

本社/東京都中央区八丁堀4丁目4番2号  
大阪支店/大阪市西区新町南通3丁目9番地  
電話/大阪(06)541-8771(代表)  
支店/北関東、神奈川、郡山  
営業所/和歌山、姫路、静岡、広島、八幡、小山、  
千葉、埼玉、会津若松、山梨、砂町工場、  
浦安倉庫、桜島倉庫。

組合の日常業務は、事務局の自由な裁量や判断で執行されているような錯覚をされる向きがあります。が大変な誤りです。理由は過去の総会で皆さんが決定された定款（組合の憲法にあたる基本法）や、その他の規約・規則・規程等にすべて準拠して事務はとらわれているからであります。もちろん、まだ成文化されていない領域、又その細部を補う事項については、その都度、理事会に於て決めて貰って、事務局は仕事を致します。

従って印刷物となつてはいるものの、日頃から整理保存して常に側において研究、周知願わねばなりません。現実には、分冊であるため、つい散逸し易いもの。さる二月から定款の一部変更もありましたので、この際、最新をマトメて一覽に供しました。見易い所に貼つてもいただければ好都合と存じます。

# 関西ダクト工業協同組合定款

## 第一章 総則

**第一条** 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もつて組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

**(名称)**  
第二条 本組合は関西ダクト工業協同組合と称する。

**(地区)**  
第三条 本組合の地区は、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県および滋賀県の区域とする。

**(事務所所在地)**  
第四条 本組合は事務所を大阪市北区に置く。

**(公告の方法)**  
第五条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは大阪府において発行する日本経済新聞に掲載してする。

**(規約)**  
第六条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

**第二章 事業**  
第七条 本組合は第一条の目的を達成するため次の事業を行う。  
(一) 組合員の取扱う原材料および副資材の共同購入  
(二) 組合員の取扱うダクト工事の共同受注  
(三) 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む）および組合員のためにその借入れ、小企業金融公庫、国民金融公庫、銀行、相互銀行、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証またはこれらの金融機関の委任をうけて組合員に対するその債権の取立て  
(四) 組合員の経済的地位の改善のために団体協約の締結  
(五) 組合員の事業に関する経営および技術の改善向上または組合員に関する知識の普及を図るための教育および情報の提供  
(六) 組合員の福利厚生に関する事業  
(七) その他各号の事業に付帯する事業

**第三章 組合員**  
**(組合員たる資格)**  
第八条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。  
(一) 空調ダクトの製造および建設業法の許可を受け空調ダクトの取付工事を行う事業者であること  
(二) 組合の地区内に事業所を有すること  
(三) 加入者の出資込みおよび加入金  
第一〇条 前条第一項の承諾を得た者は、遅滞なくその引受けようとする出資の全額を払込みをしなければならぬ。ただし、持分の全部又は一部を承継することに由る場合は、この限りでない。  
二、前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができ、  
三、加入金の額は、総会において定める。  
**(相続加入)**  
第一一条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が一人が相続開始後三〇日以内に加入の申出をしたときは、前二条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員となつたものとみなす。

**(自由脱退)**  
第一二条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができ、  
二、前項の通知は、事業年度の末日の九〇日前までに、その旨を記載した書面で行わなければならない。  
**(除名)**  
第一三条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができ、  
一、前項の経費の額、その徴収の時期および方法その他必要な事項は、総会において定める。  
**(出資口数の減少)**  
第一七条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができ、  
(一) 事業の一部を廃止したとき  
(二) 事業の一部を譲渡したとき  
(三) その他特にやむを得ない理由があるとき  
二、本組合は、前項の請求があつたときは、理事会において、その可否を決定する。  
三、出資口数の減少については、第一四条（脱退者の持分の払い戻し）の規定を準用する。

**(出資一口の金額)**  
第二〇条 出資一口の金額は五〇〇〇円とする。  
**(出資の払込み)**  
第二一条 出資は、一時に全額を払込まなければならない。  
**(延滞金)**  
第二二条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日から履行の日まで年率一四・六％の割合で延滞金を徴収することができる。  
**(持分)**  
第二三条 組合員の持分は本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。  
第一八条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、七日以内に本組合に届けなければならない。  
(一) 氏名、名称または事業を行う場所を変更したとき  
(二) 事業の全部又は一部を休止し、もしくは廃止したとき  
(三) 資本の額または出資の額が一億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が三〇〇人を超えたとき  
**(役員)**  
第二四条 役員は、次の各号のとおりとする。  
(一) 理事 八人以上一〇人以下  
(二) 監事 二人  
**(役員任期)**  
第二五条 役員任期は、次のとおりとする。  
(一) 理事 二年  
(二) 監事 二年  
二、補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む）のため選挙された役員任期は、現任者の残任期間とする。  
三、理事または監事の全員の任期満了前に退任した場合において新たに選挙された役員任期は、第一項に規定する任期とする。

**(監事の職務)**  
第二八条 監事は、いつでも、会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をし、または理事に対し、会計に関する報告を求め、監事は、その職務を行うために必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。  
**(役員忠実義務)**  
第二九条 理事及び監事は法令、定款および規約の定めならびに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。  
**(役員選挙)**  
第三〇条 役員は、総会において選挙する。  
二、役員選挙は、単記式、無記名投票によって行う。  
三、有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。  
四、第二項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。  
五、指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選定された選挙委員が行う。  
六、選挙委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会に諮り、出席者の全員の同意があつた者をもって当選人とする。  
**(役員報酬)**  
第三一条 役員に対する報酬は、総会において定める。  
**(顧問、相談役)**  
第三二条 本組合に顧問、相談役を置くことができる。  
**(職員)**  
第三三条 本組合に参事及び会計主任を置くことができる。  
二、参事及び会計主任の選任および解任は、理事会において決定する。  
第三四条 本組合に次の職員を置くことができる。  
(一) 主事および書記 若干名  
**(総会の招集)**  
第三五条 総会、理事会および臨時総会、臨時議事会は、通常総会の日より二週間前までに、出席した組合員（書面または代理人により議決権を行使する者を除く）が組合員の半数以上であり、かつ、出席した組合員の三分の二以上の同意を得たときに限り、第三六条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項以外の事項についても議決することができる。

**(総会の議決事項)**  
第四一条 総会において、  
(一) 借入金、貸付金の最高限度  
(二) 借入金に対する貸付け（手形割引を含む）または一組合員のためにする債務保証の金額の最高限度  
(三) その他理事会において必要と認める事項  
**(総会の議事録)**  
第四二条 総会の議事録は、議長および出席した理事が作成し、これに署名するものとする。  
二、前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。  
(一) 開催通知の年月日およびその方法  
(二) 開会の日時および場所  
(三) 出席者数  
(四) 議事の経過の要領  
(五) 議決の結果  
(六) 可決、否決の別および賛否の議決権数  
**(理事会の招集)**  
第四三条 理事会は、理事長が招集する。  
二、理事長が事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定められた順位に於いて、副理事長が、理事長および副理事長とともに事故または欠員の場合は、専務理事が、理事、副理事長および専務理事とともに事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定められた順位に於いて、他の理事が招集する。  
三、理事は、必要があるときは、必要があることを請求することができる。

**(緊急議案)**  
第四〇条 総会において出席した組合員（書面または代理人により議決権を行使する者を除く）が組合員の半数以上であり、かつ、出席した組合員の三分の二以上の同意を得たときに限り、第三六条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項以外の事項についても議決することができる。

**(裏面へつづく)**

充てるため組合員に経費を賦課すること、  
二、前項の経費の額、その徴収の時期および方法その他必要な事項は、総会において定める。  
**(出資口数の減少)**  
第一七条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができ、  
(一) 事業の一部を廃止したとき  
(二) 事業の一部を譲渡したとき  
(三) その他特にやむを得ない理由があるとき  
二、本組合は、前項の請求があつたときは、理事会において、その可否を決定する。  
三、出資口数の減少については、第一四条（脱退者の持分の払い戻し）の規定を準用する。  
**(出資一口の金額)**  
第二〇条 出資一口の金額は五〇〇〇円とする。  
**(出資の払込み)**  
第二一条 出資は、一時に全額を払込まなければならない。  
**(延滞金)**  
第二二条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日から履行の日まで年率一四・六％の割合で延滞金を徴収することができる。  
**(持分)**  
第二三条 組合員の持分は本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。  
第一八条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、七日以内に本組合に届けなければならない。  
(一) 氏名、名称または事業を行う場所を変更したとき  
(二) 事業の全部又は一部を休止し、もしくは廃止したとき  
(三) 資本の額または出資の額が一億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が三〇〇人を超えたとき  
**(役員)**  
第二四条 役員は、次の各号のとおりとする。  
(一) 理事 八人以上一〇人以下  
(二) 監事 二人  
**(役員任期)**  
第二五条 役員任期は、次のとおりとする。  
(一) 理事 二年  
(二) 監事 二年  
二、補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む）のため選挙された役員任期は、現任者の残任期間とする。  
三、理事または監事の全員の任期満了前に退任した場合において新たに選挙された役員任期は、第一項に規定する任期とする。

は、新たに選挙された役員が就任するまでなお役員職務を行なう。  
**(員外役員)**  
第二六条 役員のうち、組合員または組合員たる法人の役員でない者は、理事については二人を超え、監事については二人を超え、専務理事、副専務理事、専務理事のうち一人を専務理事とし、理事会において選任する。  
二、理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。  
三、副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定められたところに於いてその職務を代理し、または代行する。  
四、専務理事は、理事長および副理事長を補佐し、本組合の常務を執行し、理事長および副理事長がともに事故または欠員のときは、その職務を代理し、または代行する。  
五、理事、副理事長および専務理事がともに事故または欠員のときは、理事会において、理事のうちからその職務を代理し、または代行する。  
**(監事の職務)**  
第二八条 監事は、いつでも、会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をし、または理事に対し、会計に関する報告を求め、監事は、その職務を行うために必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。  
**(役員忠実義務)**  
第二九条 理事及び監事は法令、定款および規約の定めならびに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。  
**(役員選挙)**  
第三〇条 役員は、総会において選挙する。  
二、役員選挙は、単記式、無記名投票によって行う。  
三、有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。  
四、第二項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。  
五、指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選定された選挙委員が行う。  
六、選挙委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会に諮り、出席者の全員の同意があつた者をもって当選人とする。  
**(役員報酬)**  
第三一条 役員に対する報酬は、総会において定める。  
**(顧問、相談役)**  
第三二条 本組合に顧問、相談役を置くことができる。  
**(職員)**  
第三三条 本組合に参事及び会計主任を置くことができる。  
二、参事及び会計主任の選任および解任は、理事会において決定する。  
第三四条 本組合に次の職員を置くことができる。  
(一) 主事および書記 若干名  
**(総会の招集)**  
第三五条 総会、理事会および臨時総会、臨時議事会は、通常総会の日より二週間前までに、出席した組合員（書面または代理人により議決権を行使する者を除く）が組合員の半数以上であり、かつ、出席した組合員の三分の二以上の同意を得たときに限り、第三六条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項以外の事項についても議決することができる。

は、新たに選挙された役員が就任するまでなお役員職務を行なう。  
**(員外役員)**  
第二六条 役員のうち、組合員または組合員たる法人の役員でない者は、理事については二人を超え、監事については二人を超え、専務理事、副専務理事、専務理事のうち一人を専務理事とし、理事会において選任する。  
二、理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。  
三、副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定められたところに於いてその職務を代理し、または代行する。  
四、専務理事は、理事長および副理事長を補佐し、本組合の常務を執行し、理事長および副理事長がともに事故または欠員のときは、その職務を代理し、または代行する。  
五、理事、副理事長および専務理事がともに事故または欠員のときは、理事会において、理事のうちからその職務を代理し、または代行する。  
**(監事の職務)**  
第二八条 監事は、いつでも、会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をし、または理事に対し、会計に関する報告を求め、監事は、その職務を行うために必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。  
**(役員忠実義務)**  
第二九条 理事及び監事は法令、定款および規約の定めならびに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。  
**(役員選挙)**  
第三〇条 役員は、総会において選挙する。  
二、役員選挙は、単記式、無記名投票によって行う。  
三、有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。  
四、第二項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。  
五、指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選定された選挙委員が行う。  
六、選挙委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会に諮り、出席者の全員の同意があつた者をもって当選人とする。  
**(役員報酬)**  
第三一条 役員に対する報酬は、総会において定める。  
**(顧問、相談役)**  
第三二条 本組合に顧問、相談役を置くことができる。  
**(職員)**  
第三三条 本組合に参事及び会計主任を置くことができる。  
二、参事及び会計主任の選任および解任は、理事会において決定する。  
第三四条 本組合に次の職員を置くことができる。  
(一) 主事および書記 若干名  
**(総会の招集)**  
第三五条 総会、理事会および臨時総会、臨時議事会は、通常総会の日より二週間前までに、出席した組合員（書面または代理人により議決権を行使する者を除く）が組合員の半数以上であり、かつ、出席した組合員の三分の二以上の同意を得たときに限り、第三六条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項以外の事項についても議決することができる。

は、新たに選挙された役員が就任するまでなお役員職務を行なう。  
**(員外役員)**  
第二六条 役員のうち、組合員または組合員たる法人の役員でない者は、理事については二人を超え、監事については二人を超え、専務理事、副専務理事、専務理事のうち一人を専務理事とし、理事会において選任する。  
二、理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。  
三、副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定められたところに於いてその職務を代理し、または代行する。  
四、専務理事は、理事長および副理事長を補佐し、本組合の常務を執行し、理事長および副理事長がともに事故または欠員のときは、その職務を代理し、または代行する。  
五、理事、副理事長および専務理事がともに事故または欠員のときは、理事会において、理事のうちからその職務を代理し、または代行する。  
**(監事の職務)**  
第二八条 監事は、いつでも、会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をし、または理事に対し、会計に関する報告を求め、監事は、その職務を行うために必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。  
**(役員忠実義務)**  
第二九条 理事及び監事は法令、定款および規約の定めならびに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。  
**(役員選挙)**  
第三〇条 役員は、総会において選挙する。  
二、役員選挙は、単記式、無記名投票によって行う。  
三、有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。  
四、第二項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。  
五、指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選定された選挙委員が行う。  
六、選挙委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会に諮り、出席者の全員の同意があつた者をもって当選人とする。  
**(役員報酬)**  
第三一条 役員に対する報酬は、総会において定める。  
**(顧問、相談役)**  
第三二条 本組合に顧問、相談役を置くことができる。  
**(職員)**  
第三三条 本組合に参事及び会計主任を置くことができる。  
二、参事及び会計主任の選任および解任は、理事会において決定する。  
第三四条 本組合に次の職員を置くことができる。  
(一) 主事および書記 若干名  
**(総会の招集)**  
第三五条 総会、理事会および臨時総会、臨時議事会は、通常総会の日より二週間前までに、出席した組合員（書面または代理人により議決権を行使する者を除く）が組合員の半数以上であり、かつ、出席した組合員の三分の二以上の同意を得たときに限り、第三六条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項以外の事項についても議決することができる。

四、前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から五日以内に、正当な理由がないのに理事長が理事会の招集の手続をしないときは、みづから理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)  
 第四十条 理事会の招集は会日の七日前までに日時および場所を各理事に通知して行われるものとする。

(理事会の議事)  
 第四十一条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決す。

(理事会の書面議決)  
 第四十二条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)  
 第四十三条 理事会は、法またはこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。  
 (一) 総会に提出する議案  
 (二) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長および議事録)  
 第四十四条 理事会においては、理事長がその議長となる。

二、理事会の議事録については、第四二条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、同条第二項第五号中「可決、否決の別および賛否の議決権数」とあるのは「可決、否決の別および賛否の議決権数ならびに賛成した理事の氏名および反対した理事の氏名」と読み替えるものとする。

(委員会)  
 第四九条 本組合は、その事業の執行に關し、理事

会との諮問機関として委員会を置くことができる。

二、委員会の種類、組織および運営に関する事項は、規約で定める。

第七章 会計  
 第五〇条 本組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

(法定利益準備金)  
 第五一条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の一〇分の一以上を準備金として積立てるものとする。

二、前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくきされない。

(資本準備金)  
 第五二条 本組合は、加入金、増加金、および減資差益(第一四二条ただし書の規定によつて払いもどしをしない金額を含む)は、資本準備金として積立てるものとする。

(特別積立金)  
 第五三条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の一〇分の一以上を特別積立金として積立てるものとする。

(法定繰越金)  
 第五四条 本組合は、第七二条第六号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の二〇分の一以上を翌事業年度に繰越すものとする。

(利益剰余金および繰越金)  
 第五五条 一事業年度における繰越利益剰余金および繰越利益剰余金を加減したものを利益剰余金とし、第五一条の規定による法定利益準備金、第五三条の規定による特別積立金および前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、または翌事業年度に繰越すものとする。

第五六条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、もしくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じて行われるものとする。

第五七条 本組合は、事業年度末において、職員退職給付引当金として、職員退職給付引当金の一〇〇分の四以上を計上する。

第五八条 設立当時の役員は、第五九条の任期は、第二五二条の規定にかかわらず、第一回の通常総会の日までとする。

第五九条 第五〇条の規定にかかわらず、初年度にかかり組合成立の日から昭和五年三月三十一日までをもって一事業年度とする。

(損失金の処理)  
 第六〇条 第五〇条の規定にかかわらず、初年度にかかり組合成立の日から昭和五年三月三十一日までをもって一事業年度とする。

## 金融事業規約

(目的)  
 第一一条 この規約は、本組合が定款第七二条第三号および第四号に掲げる事業(以下金融事業という)を行うため必要な手続、方法、その他の事項について定め、もつて金融事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

二、この規約に定めのない事項については、総務金融委員会を議を経て理事会が決定する。

(資金)  
 第二二条 金融事業に必要な資金は、組合の自己資金および取引金融機関または組合員、その他の者からの借入金をもつてあてられるものとする。

(資金の借入)  
 第二三条 前条の資金の借入に際しては、組合員は、必要に応じて保証責任を負うこととする。連帯保証人は役員が行う。二、組合は必要があるとき、

(借入の申し込み)  
 第二四条 組合員が事業資金を借り入れようとするときは、事業資金借入申込書に必要な書類を添えて

本組合に提出しなければならぬ。

二、前項の事業資金借入申込書の様式および必要書類は別に定められるものとする。

(貸付の査定)  
 第二五条 前条の申込みを受けた組合は、次の事項を調査して、貸付の種類、貸付の条件等を査定する。

第五九条 設立当時の役員は、第五九条の任期は、第二五二条の規定にかかわらず、第一回の通常総会の日までとする。

第六〇条 第五〇条の規定にかかわらず、初年度にかかり組合成立の日から昭和五年三月三十一日までをもって一事業年度とする。

(担保物件の評価)  
 第六一条 担保物件の評価は時価の七割以内において査定する。

(担保の増加)  
 第六二条 本組合は貸付期間内に担保物件の時価が低落した場合において必要があるとき認めるときは、その組合員に対して担保物件を増加すべきことを請求することができる。

(担保物件に関する届出)  
 第六三条 組合員が事業資金の貸付を受けた後において、その提供した担保物件につき改造、滅失、毀損、設置場所の変更その他重大な変更を生じたときは、遅滞なくその旨を本組合に届け出なければならない。

(公正証書作成費用等の負担)  
 第六四条 貸付のために必要な公正証書の作成に要した費用および担保物件の鑑定に要した費用等は、貸付を受けた組合員が負担しなければならない。

(貸付の期間、償還の方法)  
 第六五条 証書貸付の貸付期間および償還の方法は、金融審査会に於て適宜定め

二、手形貸付の期間は一年以上以内とする。

(貸付の利率および手数料)  
 第六六条 組合に対する貸付金の利率は、取引金融機関の定めるところに従い、別に組合は年利〇・五%の手数料を徴する。

(保全預かり金)  
 第六七条 本組合は本事業の運営に当たり、その保全措置および組合運営の運営に当たり、その保全措置として貸付の都度次のように組合員より保全預かり金を徴する。

二、手形貸付については一〇%を徴し、無利息とすることを定める。

証書貸付については五%を徴し、年利五%の利息を毎年四月一五日に支払う。

手形割引については割引額の一〇%を徴し、年利五%の利息を毎年四月一五日に支払う。

第一項の預かり金は組合名義にて取引金融機関に預け入れ、本事業にかかわる保全以外の担保には供しない。

第一項の預かり金は当該貸付が完済と同時に元利金を返済するものとす。

(期限前償還)  
 第六八条 本組合は、貸付を受けた組合員が次の各号の一に該当するに至つたときは、償還期間の満了前であっても、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1) 貸付金を貸付の目的以外に使用したとき  
 (2) 貸付金の償還または利息の支払いを怠つたとき  
 (3) 第一〇条に規定する請求に応じなかったとき  
 (4) 本組合を脱退し、または脱退の予告をしたとき  
 (5) 信用が著しく低下したとき

(債務の保証)  
 第六九条 取引金融機関に対する組合員の債務の保証は次に掲げる債務につ

いて行うものとする。

(1) 手形貸付に対する保証貸付期間 一ヶ月以内のもの  
 (2) 証書貸付に対する保証金融審査会に於て適宜定め

(債務保証の申し込み)  
 第七〇条 組合員が債務の保証を受けようとするときは、債務保証申込書に必要な書類を添えて本組合に提出しなければならない。

二、前項の債務保証申込書および必要書類の様式は別に定める。

(債務保証の査定)  
 第七一条 前条の申し込みを受けたときは、本組合は次の事項を調査して査定する。

(1) 事業の状況  
 (2) 債務の額およびその内容  
 (3) 債権者たる取引金融機関の名称およびその組合員との取引状況

(債務保証料率)  
 第七二条 組合員に対する債務の保証料率は年利一%とする。

(貸付期間の延長)  
 第七三条 貸付を受けた組合員が、やむを得ない事情により、貸付期間内に償還金の全部又は一部を返済することができなくなったときは、貸付期間の延長を査定することができる。

二、前項の査定に基き、貸付期間が延長されたときは、延長された日数に応じ、年利〇・五%の割合で延滞利息を課することが出来る。

(貸付条件の変更)  
 第七四条 貸付を受けた組合員は、やむを得ない事情があるときは貸付条件の変更を申請することができる。

二、前項の申請があったときは、その申請の内容もしくは一部を承認し、または新たな条件を付することが出来る。

(債権の取立委任)  
 第七五条 本組合は、取引金融機関から組合員に対する債権の取立に關する委任の申し込みがあつたときは、その委任の可否を決定する。

二、前項の可否の決定に際しては、本組合はその組合員の事業の運営に支障を生じない範囲内において取立てを執行することができる委任の条件をその取引金融機関に付けさせるよう努力しなければならない。

(審査および査定の機関)  
 第七六条 第八二条、第九二条、第九三條、第九四條および第九五條は、本組合は金融審査会の議を経て理事長が行う。

二、前項の金融審査会は理事長、副理事長、専務理事、および総務金融委員会委員並びに副委員長で構成する。

三、前号の金融審査会には、必要により総務金融委員会の中より学識経験者に出席を求め意見を徴することができる。

[昭和五年一月一六日制定 昭和五年五月二四日一部改訂]

(目的)  
 第一一条 定款第四九条の規定により本組合に設置する委員会の組織および運営は本規約の定めるところによる。

二、本規約に定めのない事項であつて、必要な事項は、理事会が別に定める(名称と主務事項)

第二二条 委員会の名称と主務事項は次のとおりとする。

(一) 総務金融委員会  
 (イ) 総会および総会に提出する議案に関する事項  
 (ロ) 渉外に関する事項  
 (ハ) 金融事業に関する事項  
 (ニ) 他委員会に属しない一切の事項  
 (ホ) 教育および情報事業に関する事項

(二) 福利厚生事業に関する事項

(三) 各委員会は五人以上の委員を以て組織し、毎年四月に理事会の議を経て理事長が委嘱する。

三、組合員は何れかの委員に委嘱されるものとする。

(任期)  
 第二四条 委員長および副委員長は二年、委員の任期は一年とする。但し、再任をさまたげない

(委員長及び副委員長)

第五五条 委員会に委員長一人、副委員長二人を置く。委員長および副委員長は委員のうちから理事長が任命する。

三、委員長は委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

四、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、前項の職務を代行する。

(委員会の招集)  
 第五六条 委員会は理事会の要請のあったとき、その他必要に応じて委員長が招集する。

(委員会の議事)  
 第五七条 委員会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決することとする。

(委員会の秘密保持義務)  
 第五八条 委員は、その職務に關して知り得た秘密を洩らしてはならない。

(特別利害関係人の議決参加)  
 第五九条 委員会の議事につき特別の利害関係を有する委員は、その議決に加わることができない。

(答申)  
 第六〇条 委員会は理事会の諮問に應じ、またその主管に属する事項に關し、その審議の結果を当該委員会の意見として理事会に具申するものとする。

二、意見の具申は、書面をもって行う。

昭和一、一、一六 制定 昭和一、五、二四 一部変更 (紙面のついでで慶弔規程のみ次号に掲載)

